

下館西中学校いじめ防止基本方針

筑西市立下館西中学校

1 目 的

児童（生徒）の尊厳を保持するため、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策に関し、その基本的事項を定めることにより、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

<いじめ防止対策推進法第2条より抜粋>

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止等の基本理念

<いじめ防止対策推進法第3条より抜粋>

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に必要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

4 未然防止のための取組

未然防止は、今、起きている事象と比べ、起きていない事象の場合、危機感を実感しにくい。また、起きていない事象への取組は、成果を実感しにくい。そのため、管理職による教職員への意識啓発が求められる。

【未然防止の方針】

- (1) いじめが起きにくい学校、学級風土（心の居場所のある学校、学級）づくりに努める。
- (2) 授業等で、全ての生徒が安心して活動でき、活躍できる場をつくる。
- (3) 学校生活全般で、生徒の自尊感情や自己肯定感、自己有用感を育てていく。

【未然防止のための施策】

- ア 現状を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の状況等を把握し、問題点を見つける。
- イ 問題点の解決目標（1年後・半年後・学期の終了時）を設定する。
- ウ 目標を達成するための具体的な実施計画を作成する。
- エ 実施計画に沿って、一連の取組を確実に実施する。
- オ 一定期間終了後、目標の達成状況を把握し、「ア～エ」の適否を検証する。
- カ 検証の結果から導かれた新たな課題を「ア」とし、再び「イ～オ」を実施する。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりをする。
 - 一人一人のよさを認め、称賛する場の設定
 - ・係活動や委員会活動、生徒会活動の活性化を図る。
 - 話し合い活動の充実
 - ・一人一人の意見を大切にし、心の居場所を設ける。
 - ・「いじめは、しない、させない、許さない」の意識化を図り、話し合いを通して解決する活動を推進する。
 - ・いじめ根絶に向けての話し合い活動や全校集会、フォーラム等を実施する。
 - 道徳教育・人権教育の充実
 - ・「いじめは、人間として絶対に許されないこと」という認識をもたせ、命の大切さやいじめ撲滅への心情や態度を育成するとともに、相手に対して思いやりのある言動がとれるような生徒を育成する。

- (2) 一人一人に成就感や達成感を味わわせるような授業や行事を展開する。
 - 分かる授業の展開
 - ・各学習場面でより効果的にICTを活用し、理解力や思考力の向上を図る。
 - ・すべての生徒が参加し、活躍できる授業を工夫する。
 - 生徒会活動の活性化
 - ・生徒の自主的な活動を推進し、日常の問題を生徒が自ら解決する取組を充実させる。
 - ・生徒会本部を中心とした『仁志の5つの約束』運動の展開と、各委員会の常時活動を充実させる。
- (3) 心と心のふれあいを通し、生徒一人一人の心の育成を図る。
 - 積極的なボランティア活動の推進
 - ・NVG（西中ボランティアグループ）によるボランティア活動を通して、社会に貢献する喜びや社会の一員としての自覚をもたせる。
 - 心の育成をめざす授業の展開
 - ・構成的グループ・エンカウンターやソーシャルスキルトレーニング(社会生活技能訓練)などを実施し、一人一人の自尊感情を高め、自己肯定感や自己有用感を育成する。
 - 情報モラルの意識化の徹底
 - ・情報モラル教育を推進し、生徒がSNSやインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

5 早期発見のための取組

- (1) アンケート調査
 - 定期的なアンケート調査を実施し、生徒からの声を聞く。(月1回、各学級)
 - 仁志ノートを活用し、生徒の小さなサインを見逃さないようにする。(毎日、各学級)
- (2) 相談窓口の周知
 - 教育相談体制を整備し、定期相談〔教育相談(6月、1月)、個別面談(11月)〕の充実を図ると共に、日常のあらゆる機会をとらえて生徒との相談を実施する。
- (3) 職員間の連携
 - 教職員で生徒の小さなサインを見逃さないようにすると共に、担任、教科担任、部活動顧問、養護教諭、心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との情報交換を積極的に行う。
 - いじめ防止等対策委員会を開催(学期1回)し、情報交換や協議を行う。
- (4) 保護者との連携
 - 各種広報誌(PTA広報誌、学校だより、学年だより、生徒指導だより、保健だより、進路だより等)を活用し、情報を提供したり情報交換を行ったりする。
 - 授業参観、学級(学年)懇談会等を活用して情報交換や協議を行う。

6 関係諸機関との連携

関係機関との適切な連携を図るために、普段から、学校と関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

- (1) 保護者
 - 生徒の小さなサインを見逃さないように情報交換を密にし、問題の未然防止と早期発見に努める。
- (2) 地域
 - 自治会、市子連、教育後援会、おやじの会との連携を強化し、問題の未然防止と早期発見に努める。
- (3) 関係機関
 - 市教育委員会、筑西児童相談所、筑西市教育支援センター、筑西市要保護児童対策地域協議会、筑西警察署生活安全課との連携を強化し、問題の未然防止と早期発見に努める。
- (4) 学校以外の団体等
 - 民生委員・主任児童委員、保護司、更生保護女性会、家庭児童相談員、青少年相談員の方々との連携を強化し、問題の未然防止と早期発見に努める。
- (5) その他
 - 下館西中教育連携会議のメンバー

7 いじめ防止等対策委員会の設置

いじめ防止等(いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処)に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止等対策委員会を組織する。

- (1) いじめ防止等対策委員会
 - ①本委員会の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、いじめ問題解消支援教員、保健主事、学年主任、学年副主任、特別支援コーディネーター、養護教諭で構成する。
 - ②本委員会は、学期1回(4月、9月、1月)定期的に開催するほか、必要に応じて速やかに

「臨時会」を開催する。

(2) いじめ問題対策連絡協議会

①本協議会の構成員は、下記の通りである。

学校(校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導主事, 保健主事, 学年主任, 特別支援コーディネーター, 養護教諭), P T A会長, 学校評議員, 主任児童委員で構成する。

②本協議会は、年間1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜開催する。

8 いじめ事案への対応

いじめの連絡, 相談を受けた場合, 速やかに被害者の安全を確保すると共に臨時会を開き, 情報の共有と関係生徒への事実関係の確認, 指導や支援の体制, 対応方針を決定し, 組織的に対応する。

(1) 被害者への保護

○いじめを受けた生徒を守り抜くことを第一とし, 全職員で被害者の心のケアに努める。また, 保護者に対する情報提供と支援に努める。

(2) 実態の把握

○被害者, 加害者及び周辺の生徒から十分に話を聴くと共に, アンケート調査等により広く情報収集し, いじめの事実を確認する。

(3) 加害者への対応

○加害生徒に対し, いじめをやめさせ, 毅然とした姿勢で指導する。

○加害生徒に寄り添い, いじめを繰り返さないよう支援すると共に, 学級等の集団への指導を実施する。

○加害生徒の保護者への連絡及び助言を行う。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

○生徒や保護者からも情報を収集し, いじめの早期発見・早期対応に努める。

○警察のサイバーパトロールから情報を提供してもらい, いじめの早期発見・早期対応に努める。

○具体的な事例を取り上げながら, 情報モラルを高めようとする意識をもたせる。

○生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合, 削除をすすめる等の指導を行い, 削除ができない場合には, プロバイダや関係機関に削除を求める等の措置を速やかに講じる。

(5) その他

○市教育委員会へ報告する。

○再発防止のための見守り体制を充実させる。

○事実に応じ, 専門機関等と連携し, 解消に向けた対応を図る。

9 重大事態への対処

- | |
|--|
| (1) いじめにより児童等の生命, 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 |
| (2) いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |

<(1)の場合>

①速やかに教育委員会に連絡し, 教育委員会の指導を受ける。

②いじめ問題対策連絡協議会を開催し, 事態への対処を検討し, 実施する。

<(2)の場合>

①事実関係を明確にするための調査(質問票, 聴き取り調査)を実施する。

②いじめ防止等対策委員会を開催する。

③いじめを受けた生徒並びにいじめを行った生徒及びそれらの保護者に対する調査結果の情報提供を行う。

④市教育委員会へ報告する。

⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署に連絡する。

⑥懲戒, 出席停止制度を適切に運用する。

⑦被害生徒の心のケアと加害生徒への再発防止指導を実施する。

⑧いじめ防止等対策委員会の継続事案とし, 見守り体制を構築する。

10 教職員の研修

- ・「こんな教師でありたい(自己チェックシート)」による研修
- ・いじめ関係の生徒指導リーフレットによる研修
- ・いじめの認知及び組織的な対応についての研修
- ・配慮を要する生徒に関する情報交換会
- ・いじめの未然防止, 早期発見, 具体的な対応方法等の技能の習得, 向上のための研修
- ・初期対応についての研修(「信頼される学校づくりをめざして」の活用・・・リーフレットの活用)

11 いじめ防止基本方針及びいじめ防止対策委員会の見直し

いじめ防止に対するより実効性の高い取組を実施するために, 基本方針の内容及び対策委員会の組織・運営等については随時見直しを図る。

令和元年11月 一部改定

令和2年4月 一部改定